

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第2回総会

令和4年2月22日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年2月22日 午後2時02分

2. 場 所 ふくしま未来農業協同組合 桑折総合支店 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之

係 長 松 原 義 行

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

3番 氏家 浩 委員

4番 浅野 国英 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第4号、農地法第3条 整理番号1、2を朗読後、説明】**

整理番号1の詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

叔父の農地を借り受けし経営者として新規就農するため、申請農地の全部が耕作予定ですので問題はないと考えます。

整理番号2の詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

生前贈与を行うための申請で、すでに譲受人が耕作している農地について贈与を受けるためですので、問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 佐藤正幸 推進委員の、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお

願います。

事務局

佐藤正幸推進委員からの現地確認報告を代読させていただきます。

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地はこれまで譲渡人が耕作していた農地です。今回、姪が農地を借り受けし、後継者として新規就農する計画です。

申請地は、野菜の作付け、草刈りによる管理がされており、今後も耕作されると考えられる農地でした。

今回申請のあった農地を後継者へ貸すことは問題ないと考えます。

会 長

続いて、整理番号2の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員の、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局より願います。

事務局

亀岡範彦推進委員からの現地確認報告を代読させていただきます。

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地はこれまで譲受人が耕作していた農地であり、適切に管理、耕作されていた農地です。

今回、生前贈与により所有権移転が行われますが、今後も耕作することが確実と思われますので、問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第5号 農業経営基盤強化促進法、整理番号3から8（所有権移転）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から計画の決定を求められた、議案第5号の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、整理番号3の地区担当である石幡 弘実 推進委員の、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いいたします。

石幡委員 石幡弘実推進委員からの現地確認報告を代読させていただきます。  
整理番号3について、現地を確認してきました。  
申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接しており、以前から借り受けして耕作しています。  
同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規の拡大が図られると思われま。権利取得による周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保も、畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。続いて整理番号4、6、7、8の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員の、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 亀岡範彦推進委員からの現地確認報告を代読させていただきます。

整理番号4、6、7、8について、現地を確認してきました。

4カ所の申請地全て、それぞれ譲受人が以前から借り受けて、耕作している農地です。

整理番号4は、譲受人の所有農地に隣接する畑、整理番号6は、譲受人所有の牧場に隣接する畑、整理番号7は、譲受人の所有農地に隣接する樹園地、整理番号8は、譲受人宅に隣接する田です。

よって、同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も、それぞれの用途で維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。続いて整理番号5の地区担当である 岡崎 明 推進委員の、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いします。

事務局

岡崎 明推進委員からの現地確認報告を代読させていただきます。整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接している田です。水稻を栽培することで同一地区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上を持ちまして、2月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和4年第2回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時16分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月22日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人